



INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE INTERNATIONAL KINSHIP CARE

Principles, working methods, services offered

なぜ、国際的な親族養育が求められるのでしょうか？

子どもが親による養育を受けられなくなったとき、優先すべき代替的養育の形態は、子どもが拡大家族の中で生活し続ける可能性です。これは、子どもの家族生活を送る権利および家族との絆を維持する権利を尊重するものです（『子どもの権利条約』第3条、第8条、第20条および『子どもの代替的養育に関する国連ガイドライン』）。これにより、子どもは自らのアイデンティティを維持する機会を得ることができます。これらの原則を適用するにあたって、ソーシャルワーカーは、**海外での親族による養育の可能性も含めて**、子どもが拡大家族の中に留まることができるあらゆる選択肢を検討すべきです。

国際親族養育を有効にするための原則とは？

- アセスメントの過程では、**子どもが**、養育予定者や将来の「兄弟姉妹」との関係について意見を述べるなど、意思決定に**参加できる**ように配慮します。
- 養育予定者が居住する**国のソーシャルワーカー**によって、綿密な親族委託アセスメントまたは家庭調査が実施されるべきです。
- それらの報告書には、養育希望者の家族、環境的要因、養育能力、および、彼らが子どもの長期的な発達上のニーズにどのように応えていくかといった、あらゆる側面に関する**情報と分析**が含まれなければなりません。
- アセスメント報告書には、養育希望者に対する**法定の身元調査**、たとえば、虐待歴照会や犯歴照会も含まれます。
- 子どもの国際的な移動が差し迫った時に備えて、**移行計画**を策定します。これには、子どもの日常生活や、新しい養育者との委託前の連絡に関する情報が含まれます。
- 子どもが海外の親族養育者に委託される場合、**委託後の家庭訪問**（送り出し国の関係機関が資金提供し、アセスメントを担当したソーシャルワーカーが実施することが望ましい）を行うことが推奨されます。これにより、子どもの円滑な移行を確保し、養育者が当初から十分な支援を受けられるようにします。
- 送り出し国の関係機関（または法定後見人）は、児童が安全に渡航し、移住先の国に合法的に滞在できるよう、専門的な**法律および入国管理に関する助言**を得ます。
- 国境を越えて委託された児童は、移住先の管轄区域において「要保護児童」とみなされない可能性があるため、親族養育者は、現地の里親と同じ支援を受けられない場合があります。送り出し国の関係機関は、子どもが適切な支援サービスを受けられるよう、新たな親族養育者に対して継続的な**経済的支援**を提供すべきです。

（抄訳：日本国際社会事業団/ International Social Service Japan）